

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	児童手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県中間市長

公表日

令和6年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給するため、対象者の資格管理、支払事務等を行う。</p> <p>本市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当又は特例給付の認定の請求の受理及び審査 ・所得状況等の届出の受理及び審査 ・官公署等への資料の提供等の求め <p>番号法別表に基づいて、本市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<p>1. 児童手当システム、2. 既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、3. 団体内統合連携システム、4. 中間サーバー、5. サービス検索・電子申請機能、6. (標準準拠対応)児童手当システム、7. (標準準拠対応)既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、8. (標準準拠対応)団体内統合連携システム、9. (標準準拠対応)サービス検索・電子申請機能</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法 第9条第1項、別表 81の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第3条第3項第1～3号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法 第19条第7号、別表 81の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下、「別表主務省令」という。） 第44条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法 第19条第7号、別表 81の項</p> <p>2. 別表主務省令 第44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所 保健福祉部 こども未来課 子育て係 電話番号093-244-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所 保健福祉部 こども未来課 子育て係 電話番号093-244-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	I-1 ③システムの名称	1. 児童手当システム、2. 既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、3. 団体内統合連携システム、4. 中間サーバー	1. 児童手当システム、2. 既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、3. 団体内統合連携システム、4. 中間サーバー、5. サービス検索・電子申請機能	事後	
平成31年4月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども未来課長 松永 嘉伸	こども未来課長	事後	新様式に対応
平成31年4月5日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	新様式に対応
平成31年4月5日	IV リスク対策	—	IVリスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和5年1月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	平成31年3月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	再評価の実施によるもの
令和5年1月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成31年3月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	再評価の実施によるもの
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	「公金受取口座情報の管理等」を追加	事後	再評価の実施によるもの
令和5年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	—	「3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項第1～3号」を追加	事後	再評価の実施によるもの
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	「5. サービス検索・電子申請機能」	「5. 申請管理システム」へシステム変更	事後	再評価の実施によるもの
令和6年8月16日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項、別表第一 56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項第1～3号	1. 番号法 第9条第1項、別表 81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項第1～3号	事後	法令改正に伴う形式的な変更によるもの
令和6年8月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表第二 74、75の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二主務省令」という。) 第40条 (情報提供の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表第二 26、30、87の項 2. 別表第二主務省令 第19、44条	(情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表 81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表主務省令」という。) 第44条 (情報提供の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表 81の項 2. 別表主務省令 第44条	事後	法令改正に伴う形式的な変更によるもの
令和6年8月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表第二に基づいて、本市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	番号法別表に基づいて、本市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	法令改正に伴う形式的な変更によるもの
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童手当システム、2. 既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、3. 団体内統合連携システム、4. 中間サーバー、5. サービス検索・電子申請機能	1. 児童手当システム、2. 既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、3. 団体内統合連携システム、4. 中間サーバー、5. サービス検索・電子申請機能、6. (標準準拠対応)児童手当システム、7. (標準準拠対応)既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、8. (標準準拠対応)団体内統合連携システム、9. (標準準拠対応)サービス検索・電子申請機能	事前	システム標準化に伴う変更
令和6年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	新様式に対応
令和6年10月31日	IV リスク対策	—	IVリスク対策を追加	事後	新様式に対応